

四日市市告示第56号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。 <u>ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。</p>

(2)から(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかで

(2)から(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚

ない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円)

(2) (略)

2 (略)

(支給の申請)

姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円)

(2) (略)

2 (略)

(支給の申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、所長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア及びイ (略)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において、地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、所長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア及びイ (略)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。次号ウにおいて同じ。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号ウにおいて同じ。)の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

13号に規定する合計所得金額が
125万円を超える者に限る。）及
び同項第12号中「妻と死別し、若
しくは妻と離婚した後婚姻をして
いない者又は妻の生死の明らかで
ない者で政令で定めるもの」とある
のを「婚姻によらないで父となった
男子であつて、現に婚姻をしていな
いもの」と読み替えた場合において
同号に該当する所得割の納税義務
者であり、同法第34条第1項第8
号に規定する控除を受ける者をい
う。次号ウにおいて同じ。)である
ときは、当該対象者の子の戸籍謄本
及び当該対象者と生計を一にする
子の前年の所得(1月から7月まで
の間に申請する場合には、前々年の
所得。次号ウにおいて同じ。)の額
を証明する書類等、当該事実を明ら
かにすることができる書類

エ及びオ (略)

(2) (略)

3 (略)

エ及びオ (略)

(2)

3 (略)

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)